平成27年度 市税等 納期一覧

平成27年度市税等納期は下表のとおりです。チラシは市ホームページに掲載するほか、税務課窓口でお渡しします。また希望される人には郵送しますので、税務課徴収係までお問合せください。

▶問合せ　税務課　徴収係（☎95-0117）

納期限 ＼ 税目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	27年4月30日	6月1日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	28年2月1日	2月29日	
市県民税（普通徴収）			1期☆		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税		1期☆		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

・☆印のある税については、☆のある月に1年分まとめて納付（前納）することができます。
・上下水道料金等の納期限は、担当課へお問合せください。

国民健康保険の加入・喪失の手続きはお早めに！

◆国保の加入の届出は14日以内に！

失業や退職などにより、職場の健康保険を脱退したときや、他の市町村から転入したときなど、国保に加入する場合は、他の健康保険の喪失日から14日以内に国保の加入の届出をしなければなりません。

◆国保の届出が遅れると、思わぬ経済的な負担を被ることがあります！

国保へ加入する届出が、他の健康保険の喪失日から14日以内の期限に遅れた場合、届出日以前にかかった医療費は全額自己負担となります。また、他の健康保険の喪失日までさかのぼって国保税を納めていただきますのでご注意ください。

◆国保をやめるときも必ず届出を！

職場の健康保険に加入したなど、国保から他の健康保険に加入した場合も必ず届出をお願いします。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となりますので、その後に国保の被保険者証を使って医療機関にかかると、国保で負担した費用を全額請求させていただくことになります。

▼問合せ　国保医療課　国保年金係（☎(95)0123）

	異動内容	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入したとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険を喪失した証明書（退職証明書、離職票、社会保険資格喪失連絡票等）
	子どもが生まれたとき	印鑑、親の国保の保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、職場の健康保険証
	死亡したとき	印鑑、国保の保険証
	生活保護を受けるとき	印鑑、国保の保険証、保護開始決定通知書
その他の異動のとき	退職者医療制度に該当するとき	印鑑、年金証書、国保の保険証
	市内転居、氏名変更、世帯構成変更	印鑑、国保の保険証
	修学等で他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証、学生証または在学証明書
	施設入所等で他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証、在所または在園証明書
再交付	保険証がなくなったとき	印鑑、本人確認できるもの